

地籍調査成果の交付について

交付できる成果について

交付できる地籍調査成果は、登記が終了している区域内の一筆ごとの筆界点座標値、辺長、面積計算書及び地籍図根点の座標値、配置図です。

成果により交付に日数を要する場合があります。

※注意：なお、交付できる成果には、現在までの分筆、合筆等の異動登記の図面データも反映されています。

交付できない成果等

- ・国土交通省国土地理院が保管する一等から四等三角点に関する資料
- ・公図
- ・土地の所有者の住所・氏名及び権利関係に関する資料
- ・その他、本事業で入手した個人情報に関する資料

申請・交付の方法

地籍調査の成果の申請・交付の場所は、智頭町 地籍調査課です。地籍調査課は智頭町役場の2階にあります。

地籍調査の成果の申請・交付の方法は、[別紙2：国土調査法に基づく土地情報データ交付申請書](#)を（位置図、法務局備え付けの地図（写し）、登記事項要約書（写し）等を添付していただく場合があります。）智頭町役場地籍調査課へ提出してください。

なお、代理申請の場合は、[別紙3：委任状](#)を添付してください。また本人確認をさせていただく場合があります。